



Contents

P2 トピックス

- (1) 「平成 27 事務年度 金融行政方針」の公表について
- (2) インサイダー取引規制の見直しについて
- (3) 「会計監査の在り方に関する懇談会」について
- (4) 金融庁ホームページを模倣したウェブサイト等にご注意ください！
- (5) N I S A 口座の利用状況に関する調査結果の公表について
- (6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

P7 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P10 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P11 お知らせ

トピックス

(1)「平成 27 事務年度 金融行政方針」の公表について

金融庁では、金融行政が何をめざすかを明確にするとともに、その実現に向け、平成 27 事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかを「金融行政方針」として、本年 9 月 18 日に公表しました。

本方針において、金融行政は、

- ・ 世界経済・市場の将来についての不確実性の高まりや、FinTech 等の金融変革の動き等、金融行政を取り巻く環境が変化する中においても、
- ・ 金融機関による質の高い金融仲介機能の発揮、及びそれを支える金融システムの健全性の維持と市場の公正性・透明性の確保により、

企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すこととしています。

金融庁としては、こうした姿の実現を目指すとの目的の下、重点施策として、

1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保
2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保
3. 顧客の信頼・安心感の確保
4. IT 技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応
5. 国際的な課題への戦略的な対応
6. その他の重点施策

に取り組んでいきます。

更に、こうした金融行政を的確に進めていくためには、その基盤となる体制を整えていく必要があることから、外部からの提案や批判等が常に入る「開かれた体制」の構築や、金融庁職員の意識改革など、金融庁自身の改革についても進めていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[平成 27 事務年度 金融行政方針について](#)」（平成 27 年 9 月 18 日）にアクセスしてください。

(2)インサイダー取引規制の見直しについて

インサイダー取引規制に関連して、内閣府令の改正（平成 27 年 9 月 2 日公布、同月 16 日施行）及びガイドラインの改正（平成 27 年 9 月 2 日公表・適用）を行いました。

主な改正内容は、以下のとおりです。

【改正の概要】

(1) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正

「知る前契約」「知る前計画」に係るインサイダー取引規制の適用除外について、これまで適用除外とされてきた類型に当てはまらない取引であっても、インサイダー取引規制上問題のない取引については、これを円滑に行うことができるよう、次のイ～ハを要件とするより包括的な適用除外規定を設ける改正を行いました。（第59条及び63条）

イ. 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画の存在

ロ. 裁量性の排除のため、売買等の具体的な内容（期日及び当該期日における売買等の総額又は数）が、あらかじめ特定されている、又は定められた計算式等で機械的に決定されること

ハ. 契約・計画に従って売買等が執行されること

(2) 「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の改正

「対抗買い」に係るインサイダー取引規制の適用除外規定について、被買付企業の取締役会が決定した「対抗買い」の要請が、次のイ及びロの要件を満たす場合には、「対抗買い」としてインサイダー取引規制の適用除外となる旨の解釈の明確化を図るための改正を行いました。

イ. 公開買付け等があることについての合理的な根拠に基づくものであること

ロ. 当該公開買付け等に対抗する目的をもって行われたものであること

なお、上記改正に伴い、改正内容等の明確化のため、「インサイダー取引規制に関するQ&A」に（問4）及び（問5）を追加しております。

【改正の背景】

金融審議会金融分科会報告「[近年の違反事案及び金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制をめぐる制度整備について](#)」（平成25年2月27日）においては、いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に係る適用除外や、いわゆる「対抗買い」に係る適用除外に関して、以下のような提言がなされました。

<提言の概要>

(1) いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に係る適用除外について

「知る前契約」「知る前計画」に基づく売買等に関するインサイダー取引規制の適用除外規定（金融商品取引法166条6項12号、167条5項14号）について、取引の円滑を確保する観点から、次の視点に基づいた、より包括的な適用除外の規定を設けることが適当。

○ 未公表の重要事実を知る前に締結・決定された契約・計画であること

○ 当該契約・計画の中で、それに従った売買等の具体的な内容が定められているなど、裁量的に売買等が行われるものでないこと

○ 当該契約・計画に従った売買等であること

(2) いわゆる「対抗買い」に係る適用除外について

現行の対抗買いに関するインサイダー取引規制の適用除外規定（金融商品取引法166条6項4号、167条5項5号）について、実務面で利用し難いとの指摘があることを踏まえ、解釈の明確化等を図っていくことが適当。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果並びにインサイダー取引規制に関するQ&Aの追加等について](#)」（平成27年9月2日）にアクセスしてください。

(3)「会計監査の在り方に関する懇談会」について

会計監査については、これまで、その充実に向けて累次の取組みが行われてきたところです。しかしながら、近年のIPO（株式新規公開）を巡る会計上の問題や会計不正事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にあります。

このため、今後の会計監査の在り方について、経済界、学者、会計士、アナリストなど関係各界の有識者から提言を得ることを目的として、金融庁を事務局とする「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置しました。

第1回会合は、10月6日（火）に開催され、今後の会計監査の在り方について、幅広い観点から議論が行われました。

なお、会議は非公開ですが、会議後、[議事要旨](#)を金融庁ウェブサイトにて公表する予定です。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「[会計監査の在り方に関する懇談会](#)」にアクセスしてください。

(4)金融庁ホームページを模倣したウェブサイト等にご注意ください！

金融庁ホームページを模倣したウェブサイトの存在が確認されています。模倣サイトにアクセスすると、個人情報の提出を求められますので、ご注意ください。また、金融庁を騙ったポップアップ広告の存在も確認されていますので、クリックしないようお願いいたします。

金融庁ホームページの正しいURL（アドレス）は「<http://www.fsa.go.jp/>」ですので、必ずご確認ください。

- ※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[金融庁ホームページを模倣したウェブサイト等にご注意ください！](#)」（平成27年9月11日）にアクセスしてください。

(5) NISA 口座の利用状況に関する調査結果の公表について

金融庁では、NISA（少額投資非課税制度）について、今般、「NISA口座の開設・利用状況等調査」を実施し、9月15日、その結果について公表しました。

【調査結果の概要】

○総口座数（平成27年6月30日現在）は、921万2,167口座

- ・前回調査時点（平成27年3月31日）から、約42万口座、約4.8%増加
- ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代13.8%、60歳代以上55.0%

○総買付額（制度導入時点～平成27年6月30日）は、5兆1,936億4,434万円

- ・商品別の内訳の割合は、上場株式31.4%、投資信託66.4%、ETF1.3%、REIT0.9%
- ・年代別の内訳の割合は、20～30歳代10.4%、60歳代以上60.8%

NISAは、広く国民のみなさまに投資への関心を持っていただき、中長期的な資産形成を促進していくとともに、日本経済の成長資金の供給拡大を図ることを目的として、平成26年1月から導入されました。

こうした中、制度導入から約1年半で、NISAの総口座数は約921万件となり、総買付額は5兆円を上回るなど、NISAの普及は着実に進んでいると考えられます。

NISAの口座を開設した顧客の年齢層を見ると、60歳代以上の割合が依然として半数以上を占める一方で、50歳代以下の割合については、6月末時点で約45%となっており、制度を開始した平成26年1月末時点では約37%であったことを踏まえれば、着実に増加しているものと考えられます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「NISA（少額投資非課税制度）が始まりました！」から「[NISA口座の利用状況等に関する調査結果の公表について](#)」（平成27年9月15日）にアクセスしてください。

(6) 中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要

中小企業金融の実態把握の一環として、平成27年8月に、全国の財務局等を通じて、各都道府県の商工会議所47先を対象に、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 中小企業の業況について、現状D. I. は前回調査に比べ6ポイント上昇しています。なお、先行きD. I. は、前回調査に比べ10ポイント上昇しています。

悪いと判断した場合の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きいですが、前回に比べて0.3ポイント低下しています。次に、「仕入原価の上昇、販売価格への転嫁の遅れ」の割合が大きく、前回に比べて2.5ポイント低下しています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)					(単位: %)
	現状	先行き	① 原油・原材料価格等、仕入原価の上昇、及び販売先との関係による販売価格への転嫁の遅れ	② 需要の低迷による売上げの低迷	③ 競争過多による販売価格の下落	④ 株式・為替市場はじめグローバルな市場変動の影響	⑤ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～④に該当しないもの) 例: 風評による売り上げの低迷等	
製造業	▲15 (▲19)	▲4 (▲11)	35.3 (34.1)	38.2 (36.6)	11.8 (12.2)	8.8 (12.2)	5.9 (4.9)	
小売業	▲36 (▲47)	▲30 (▲40)	24.1 (27.8)	49.4 (46.7)	20.3 (18.9)	3.8 (4.4)	2.5 (2.2)	
卸売業	▲38 (▲45)	▲26 (▲36)	24.0 (28.8)	42.7 (43.8)	18.7 (16.3)	12.0 (8.8)	2.7 (2.5)	
建設業	▲4 (▲6)	▲6 (▲17)	39.3 (29.0)	39.3 (48.4)	21.4 (22.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲6 (▲11)	0 (▲13)	15.4 (23.8)	48.7 (42.9)	30.8 (26.2)	2.6 (2.4)	2.6 (4.8)	
不動産業	▲9 (▲13)	▲9 (▲23)	7.7 (13.3)	61.5 (63.3)	30.8 (23.3)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲17 (▲28)	▲15 (▲23)	32.3 (31.4)	38.7 (45.7)	29.0 (22.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
平均	▲18 (▲24)	▲13 (▲23)	25.0 (27.5)	45.5 (45.8)	22.1 (19.5)	5.1 (4.9)	2.2 (2.3)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は27年5月時点の調査結果

2. 中小企業の資金繰りについて、現状D. I. は前回調査に比べ1ポイント上昇しています。なお、先行きD. I. は、前回調査に比べ7ポイント上昇しています。

悪いと判断した場合の要因のほとんどが、「販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因」となっています。

区分	D. I. (良い-悪い)		悪いと判断した場合の要因 (回答割合)				(単位: %)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫の長期化等、中小企業の営業要因	② 金融機関の融資態度や融資条件等	③ セーフティネット貸付・保証等、信用保証協会や政府系金融機関等の対応	④ 東日本大震災や福島原子力発電所事故等の影響によるもの(①～③に該当しないもの) 例: 風評による業績の長期低迷等	
製造業	▲13 (▲15)	▲13 (▲15)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
小売業	▲34 (▲36)	▲19 (▲43)	97.1 (97.5)	2.9 (2.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
卸売業	▲21 (▲26)	▲23 (▲28)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
建設業	▲11 (▲6)	▲26 (▲21)	96.0 (100.0)	4.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
サービス業	▲11 (▲11)	▲9 (▲21)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
不動産業	▲11 (▲11)	▲17 (▲21)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
運輸業	▲19 (▲21)	▲19 (▲26)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
平均	▲17 (▲18)	▲18 (▲25)	98.8 (99.4)	1.2 (0.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪いと判断した場合の要因については、複数回答可としており、複数の回答の総計を分母とする割合として示している。

(注3) 表中の括弧書は27年5月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「広報報道」の中の「報道発表資料」から「[中小企業の業況等に関するアンケート調査結果の概要](#)」(平成27年9月25日)にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。

↓
[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトアクセスしてください。

↓
[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

(2) 皆様からの情報提供が市場を守ります！

(イ) 情報提供窓口

[証券取引等監視委員会](#)では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

F A X：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 27 年 9 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [多重債務者相談強化キャンペーン 2015 の実施について](#)
- [平成 27 事務年度 金融行政方針について](#)
- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果並びにインサイダー取引規制に関する Q&A の追加等について](#)
- [金融モニタリング情報収集窓口](#)
- [「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第 1 回）議事次第](#)
- [中小・地域金融機関の主な経営指標](#)
- [金融モニタリングレポートの公表について](#)
- [平成 26 事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）について](#)
- [無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)

お知らせ

(1) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しました。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。
 1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
 2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
 3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。
《受付時間》
平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(2) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL: <http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(3) メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスF S Aや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報などが、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
証券取引等監視委員会	<u>「メールマガジン配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>
公認会計士・監査審査会	<u>「新着情報メール配信サービス」</u>	<u>Subscribing to E-mail Information Service</u>

